

亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月29日

亀山市長 櫻井義之

亀山市条例第3号

亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年亀山市条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(休憩時間) 第6条 [略] [2 略] <u>3 任命権者は、次に掲げる場合には、規則で定めるところにより、休憩時間を一斉に与えないことその他の休憩時間の基準について別段の定めをすることができる。</u> <u>(1) 職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要があるとき。</u> <u>(2) 職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼし、又は能率を甚だしく阻害するとき。</u> <u>(3) 職員からの申告を考慮して休憩時間を置くことが適当であるとき。</u>	(休憩時間) 第6条 [略] [2 略] <u>3 第1項の休憩時間は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要がある場合において、規則で定めるところにより、一斉に与えないことができる。</u>
備考 表中の〔 〕の記載は注記である。	

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。